

静岡県公安委員会規程第4号

自転車運転者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月25日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

自転車運転者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程

自転車運転者講習の実施に関する規程（平成27年静岡県公安委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(講習実施責任者等) 第4条 (略) 2 講習実施担当者は、 <u>静岡県警察本部交通部交通企画課管理官</u> とし、講習の実施に関し講習実施責任者を補佐するものとする。 3 (略)	(講習実施責任者等) 第4条 (略) 2 講習実施担当者は、 <u>静岡県警察本部交通部交通企画課理事官（部付を兼ねる者を除く。）</u> とし、講習の実施に関し講習実施責任者を補佐するものとする。 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和4年3月28日から施行する。